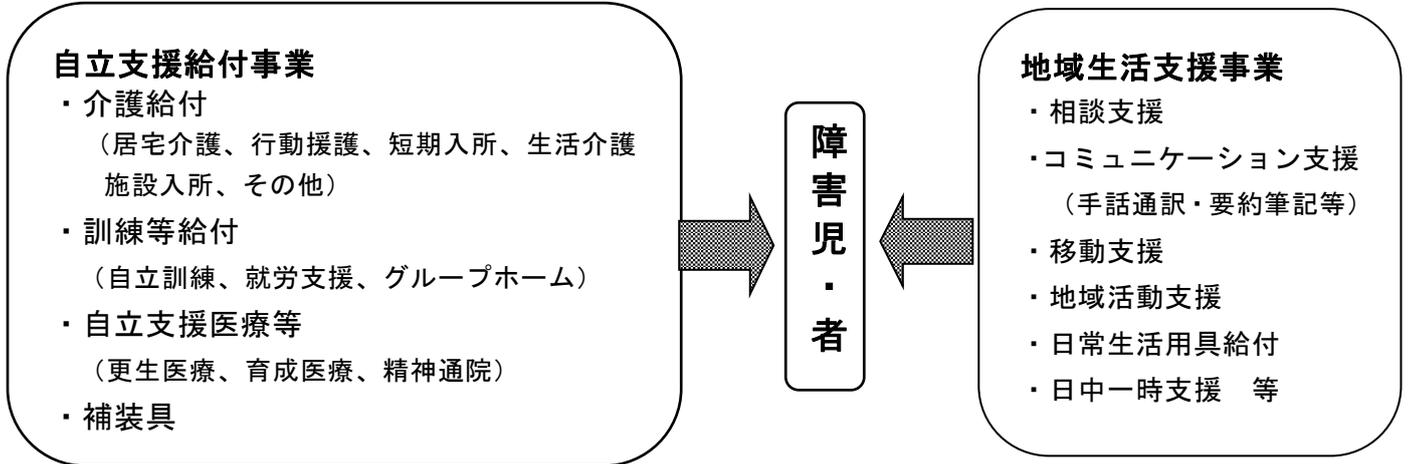


5. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

1 障害者総合支援法による総合的な自立支援システム

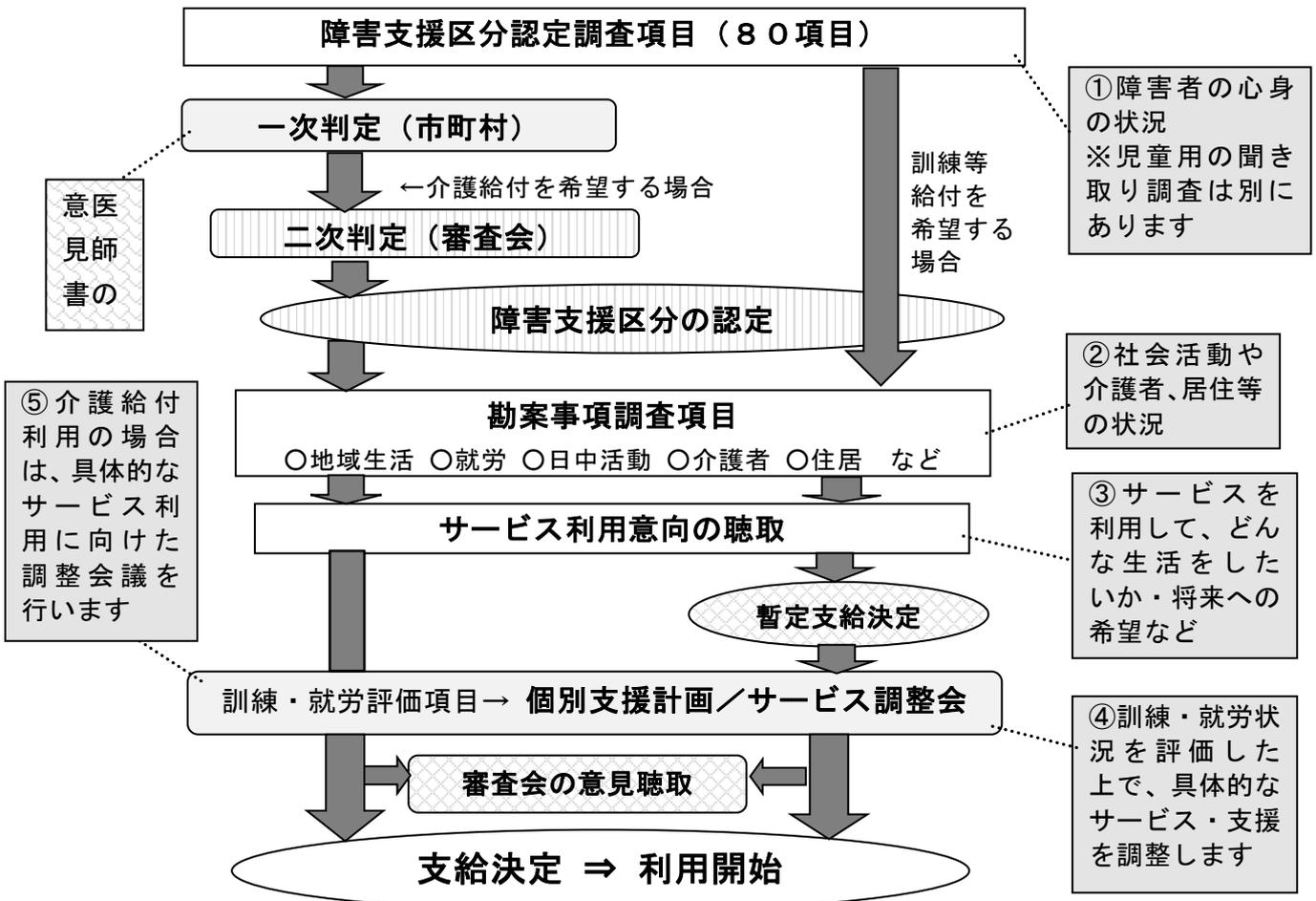
障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と、地域生活支援事業で構成されています。



2 支給決定の仕組み

支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。

また、審査会で障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺った上で、区分決定されます。



3 計画相談支援

障害福祉サービス等の支給申請に対し、サービス等の支給を決定する前に「サービス等利用計画案」の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められています。

1 サービスの内容

(1) サービス利用支援

- ① 障害福祉サービス利用を希望する障害者（児）の心身状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情等を聞き取り、利用予定のサービス等の種類や内容、目的等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。

【サービス等利用計画案の記載事項】

- ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
- イ 総合的な援助の方針
- ウ 生活全般の解決すべき課題
- エ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- オ 福祉サービス等の種類、内容、量
- カ 福祉サービス等を提供する上での留意点
- キ モニタリング期間

- ② サービス事業者等も出席するサービス調整会議で、支給決定等に係るサービスの種類や内容を確認し、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

サービスの支給決定後は、障害福祉サービス事業者等と連絡調整等を行い、利用を始めたサービスが本人と合わないような場合は、再度調整します。

【サービス調整会議後に行うこと】

- ア サービス調整会議後、利用者及びその家族から修正した利用計画の内容を確認してもらい、**了承のサインをもらう**
- イ サインをもらった計画を1部、行政（保健福祉サービスセンター）に提出する（複写でも可）

(2) 継続サービス利用支援

障害福祉サービス支給決定等の有効期間内において、サービス等利用計画が適切か変更すべき点はないか、モニタリング期間ごとに検証します。その結果や心身の状況置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの対応を行います。

- ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- イ サービスの継続利用や新たな支給決定、支給決定の変更等が必要と認められる場合、サービス利用者に対し当該申請の勧奨を行う。

※ 計画の見直しや変更等の必要がない場合、上記は行いません。

(3) 利用者負担の上限額管理事務

障害福祉サービスの利用にあたり、費用負担が発生する場合や、児童のサービスをきょうだいで利用する等の場合は、利用する事業所の中から『上限管理』を行う事業者を決めます。上限管理を行う事業者は、利用者又はその家族から当該月のサービスについて自己負担額を徴収します。

*上限額管理を行う事業者は「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を市に提出します。

2 事業の実施者

市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」が作成し、本人または保護者が確認・了承した計画に基づき、県の指定を受けた各サービス提供事業者は個別支援計画を作成し、本人または保護者の確認・了承を得た上でサービス提供が行われます。相談支援専門員や行政から求めがあった時は、個別支援計画を提供します。

3 計画作成における中立性の確保

サービス提供事業所の職員と相談支援を兼務する相談支援専門員が、サービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねないため、モニタリングや支給決定の更新または変更に係るサービス利用支援については、当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員に変更することがあります。